

# 踏み出した財政再建への途

地方財政再建促進特別措置法の適用による岩手県の財政再建計画は、七月二十六日開会された定期具議会の最終日八月四日に議会の議決を得た。

この計画はさらに自治庁長官の承認を得て確定するのであるが、議会の議決を得た機会に計画の概要をお知せする。

## 各般の県政後退させず

### 阿部知事所信を表明



阿部知事は八月四日の本会議において財政再建計画が議決された後、財政再建について概要次のように所信を述べた。

岩手県の財政再建計画には五つのネライといふか特色というようなものがある。この五つの大きな考え方にもとづいて

計画が策定されている。  
このことは、私の県政執行にたゞわざる基本方針とも称することが出来ると思う。

第一は財政再建期間中といえども各般の県政についてその水準を後退させないこと。  
第二は公共事業を推進して極力岩手県の後進性を脱却しようとしていること。  
第三には財政建設直しの公約について熱意を傾けてその責任をはたしたいと思つてのこと。  
第四には国による税制並びに財政制度の改革を別途期待することとし、その実現についても全力をあげる所存である。

## 五力年で赤字を解消

### 定例県会財政再建計画を議決

#### 地方財政再建促進

##### 特別措置法とは

全国の都道府県のうち、赤字の出ている府県は、二十九年末で全国四十六都道府県のうち三十四道府県で約八割にも達しており、その額は六百五十億といわれている。これらの自治体が赤字のために、本來行うべき仕事ができないとすれば、県民の生活安定も發展も望めない。

そこで政府が面倒を見て利子の低い資金（再建債）で一応穴埋めさせ、この資金を長い間に返させる一方、自治体も経費の節約、収入の増加等あらゆる方策を講じて将来再び赤字を生じないように財政再建計画を立て、この計画に従つて財政運営をし、自治体の健全な発展ができるようによくして生れたのがこの法律である。

#### 赤字額六億

#### 七千萬円

岩手県の場合は、昭和二十五年度までは黒字を出し建全財政を守つてきたが昭和二十六年度以降、地方税改正以来例年赤字が生じ、三十年度末の実

写真上は財政再建計画が決議された瞬間

赤字発生  
防止に努力  
即ち、機構の整備としては、昭和二十七年に本府の四十五課を三十五課とし地方事務所の七十二課を四十八課とし、三局三十二課とし、本府の百八十五の係を百十六に統合、地方事務所は全部廃し十三の土木事務所、七の土地改良事務所

こういう事態に對処して県は赤字を出さないために機構の整備、職員の整理、その他消費的経費の抑制に懸命の努力をつづけてきた。

適用を受けた方がある

しかし今までの赤字を解消するには法の適用を受けた方がよいのか、受けない方がよいのか、ということが大きな問題となり、今年の二月以来、財政対策委員会等を設けて慎重に研究しつづけていた

年以降、これを計上したのであるが、もとより私としても、増税は本意ではなく先にも申し上げているように、別途による、地方団体間の財源調整を目的とする税制の改革、及び交付税等の算定方法の改善を強力に要求し、且つその実現を期することによつて、増税の計画を変更するより運ぶ考である。

なおこの事については、地方六団体の一致した要望があるので必ず三二年度までには、或る程度具体的な施策として、解決を見るものと確信をもつている。

何れにしても、計画を策定するにあたります、現行制度を基礎とするという制約があるので、三二年度以降のこの計画は今後における制度の変革等にも応じてしばしば変更が考えられ、かつ又その様にして、現実の事態に即応していくべきと思つてている。

なお計画によりこんだ事項で予算化を必要とするものは予算案として、又条例化を要するものは条例案として、また財産処分等については、それべく単独議案として、年度毎に別途議会の御審議を経て決定されることを申し上げるまでもないところである。

私としては、議会の御審議を通じて示された県民各位の御意志のあるところを開発関連事業、国直轄事業の進度に関係個々にわたり、内容を検討査定し、総合あるもの、事業結果の確実なもの、工法等技術的にやむを得ないもの等緊急重要なものを計上したものであつて、従つて基準年度に対し七五%を超える部分についても、自治庁長官の定める、いわゆる別枠として、之を確保する計画とした。次に財源拡充についての自主的努力の一環としての増税であるが、計画上三二

を十三の建設事務所に統合、教育委員会、人事委員会の各一課を廢止している。

職員の整理は、二十七年と三十年の両年行われており、二十七年には知事部局四五五六名のうち六五〇名を整理し三、九一五名とし更に三十年にはこれを四八〇名整理して三、四三五名とし、両年度で一、一三〇名を整理している。

このほか教育委員会、県議会、その他の部局の職員を含めると両年度で一、一九〇名の職員を整理している。

又、二十九年には給与条例を改正して一部職員の初任給基準の改正や、一般職員、教育職員を通じて昇給期間の延伸も行つた。

旅費については十一級職以上の汽車一等運賃、特別二等料金、一等船賃の支給を停止し、八級職以上の日当、宿泊料の割増を半減した。

県内旅行はすべて三等運賃とし特別職員、教育職員を通じて昇給期間の延伸も行つた。

県議会議員もこれに準ずることにした。

このよう節減の態勢をとり実施してきた結果、昭和三十一年度単年度は赤字発生をくいとめ取支の均衡を得る見透しがついた。